法整備に向けた論点

1 派遣法制関係

- (1) 司法判断の根拠規定の整備関係
- 派遣労働者と派遣先労働者との待遇差に関する司法判断の根拠規定の整

備について

- 派遣先との均衡を求める必要性・考え方(労働契約法の適用との関係含め)
- 具体的制度設計(均衡を判断する考慮要素、派遣労働者のキャリア形成との関係等)
- ・派遣元・派遣先の責任・協力の在り方 等
- (2) 説明義務の整備・いわゆる「立証責任」関係
- 派遣における説明義務の在り方(意義/派遣元・派遣先の責任・協力の在り方/説明の時期・具体的内容等)
- 〇 いわゆる「立証責任」の実態
- 待遇差に対する規範の在り方(合理/不合理)
- いわゆる「立証責任」と説明義務との関係性

(3) その他(履行確保の在り方等)

- 非正規雇用労働者を含む労使のコミュニケーションの在り方(個別労使・集団的労使)
- 〇 司法判断による待遇改善と行政 ADR (裁判外紛争解決手続)・報告徴収等による待遇改善の利点・ 欠点
- 法整備とガイドライン案の関係性(法的根拠・法的効力)

2 全体の「時間軸」の在り方について